



Nikon

令和3年8月11日からの大雨による災害に伴う 罹災品修理対応について

株式会社ニコン

2021年08月17日

この度、令和3年8月11日からの大雨による災害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。ご愛用のニコン製品が今回の災害により不具合となった場合、修理料金を特別割引させていただきます。

対象製品：

デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ、
双眼鏡、フィールドスコープ、レーザー距離計、ネイチャースコープ、ルーペ、アクセサリ他

対応内容：

通常修理料金の50%
原則として公的機関の罹災証明書（コピー可）が必要となります。
冠水・浸水・重ショックなどがある場合は別途ご相談ください。

対象地域：

災害救助法が適用となった地域の市町村

[内閣府ホームページ](#)

最新情報は内閣府「災害救助法の適用状況」ページをご確認ください。

[災害救助法の適用状況](#)

対応期間：

2022年2月19日受付分まで

本件についてのお問い合わせは、ニコンカスタマーサポートセンターへお願い申し上げます。

> [ニコンカスタマーサポートセンター](#)

ニコンサービスセンターは[こちら](#)、修理センターは[こちら](#)のページをご参照ください。

以上